

仕 様 書

1. 委託業務名

令和8年度竹富町クジャク駆除委託業務(営巣卵・抱卵雌駆除)

2. 業務の目的

本業務は、小浜地区において竹富町自然環境保護条例で指定外来生物に指定するインドクジャクの卵を探査犬及びサーマルドローンを用いた探索により駆除する。また、探索時に発見した抱卵雌は、空気銃を用いた駆除作業を実施することで、農畜産物への被害防止や同島の生物多様性の保全・推進を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約の翌日から令和8年12月21日まで

4. 業務地

沖縄県八重山郡竹富町字小浜地内

5. 委託する内容

(1) 計画・準備

受託者は、委託契約締結後14日以内(土・日・祝祭日を含む)に業務計画書を作成し担当職員に提出しなければならない。業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

①業務概要、②業務工程表、③業務組織計画、④従事者名簿

(2) 営巣卵及び抱卵雌駆除

小浜島内において、クジャクの新規繁殖個体の抑制を目的として繁殖期とされる4～6月に探査犬及びサーマルドローンを用いた探査を15日間実施する。探査で確認された卵は駆除し、抱卵雌は空気銃を用いて駆除を実施する。

(4) 業務打合せ

業務にあたって、業務担当職員との打合せを実施すること。業務開始時、業務取りまとめ時を基本に、年2回程度WEB会議システム使用し行うものとし、詳細は担当職員と協議の上決定すること。

(5) 記録及び報告書の作成

(ア) 捕獲した卵及び生体については、位置情報及び雌雄等の記録を行うとともに、捕獲した鳥獣については写真撮影を行うこと。写真撮影については、原則として捕獲現場において撮影すること。

(イ) 実施結果を取りまとめるとともに、報告書を作成すること。

6. 業務の着手

受託者は、契約締結後10日以内に業務に着手し、着手届を提出しなければならない。

7. 業務管理責任者

受託者は、業務の実施に当たっては管理技術者及び担当技術者を配置し、その氏名、その他必要な事項を委託者に通知する。なお、管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うものとする。

8. 関係官公庁への手続き等

受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、業務を実施するため、関係官公庁に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。

9. 関係法令及び条例の遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関係する関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

10. 業務実施に必要な事項

業務に従事する際には、捕獲許可の従事者証を携行する。また、空気銃の使用者は、目立つ服装の着用を励行しなければならない。受託者は、捕獲に関する業務が完了した場合、又は事業が中止された場合又は契約が解除された場合には、速やかに従事者証を返納する措置を講じなければならない。

11. 委託者との調整

- (1) 本業務は、予算の適正かつ効果的な執行を確認するために、必要に応じて事業効果に関する資料を求める場合がある。
- (2) 本業務に要した経費について、帳簿を備え支出額を記載して、その出納を明らかにし、支出内容を証する書類を整理して保管すること。
- (3) その他、本業務の実施に際し、委託者の要請に速やかに応じること。

12. 再委託・外注

受託者は、本業務を行うために必要な経費の中で、高い専門性や高度な技術を必要とする業務を他業者に委託又は外注することができる。その場合、前条2号と同様にその理由及び必要性や支出までの一連の流れが確認できる書類を一式整理すること。

13. 成果品

紙媒体：報告書 1部 (A4判 40頁程度)

電子媒体：報告書の電子データを収納した CD-R 又は DVD-R 1枚

14. 著作権

成果品の著作権及び所有権は委託者に帰属する。ただし、本委託業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

15. 一般管理費の取扱いについて

(1) 経費の積算において、一般管理費は、 $((\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10/100)$ 以内とする。

上記(1)における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同事業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

16. その他

(1) 本契約履行にあたり、業務に関する町所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与又は閲覧可能である。

(2) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

(3) 本業務で捕獲したクジャクについては、竹富町における竹富町有害鳥獣補助金交付規程に及び他事業における捕獲実績として一切使用してはならない。

(4) その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者で協議の上決定する。